

重要事項説明書

【通所介護・地域密着型通所介護】

株式会社ヤックスケアサービス

通所介護・地域密着型通所介護 重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社ヤックスケアサービス
主たる事務所の所在地	千葉県千葉市中央区問屋町1番35号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 末 祐一郎
設 立 年 月 日	昭和47年12月14日
電 話 番 号	043-248-0810

2. 事業所の概要

名 称	
サ ー ビ ス の 種 類	<input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型通所介護
所 在 地	
電 話 番 号	
指 定 事 業 所 番 号	
通常の実業実施地域	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

通所介護は、事業者が設置する事業所（デイサービス）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	
営業時間	
サービス提供時間	

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	員数
管理者	1名
生活相談員	1名以上（サービス提供時間を通じて専従）
看護職員	利用定員11名以上の場合1名以上（営業日ごとに）
機能訓練指導員	1名以上（営業日ごとに）
介護職員	人員配置基準 ① 単位ごとにサービス提供時間に応じて配置 ・利用者の数が15人以下は1名以上 ・利用者の数が16人以上の場合（利用者数-15）÷5+1名以上 ②事業所の単位ごとに常時1名

7. 利用料金

(1) 利用料

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」及び「サービス提供に伴い発生する加算料金」、介護保険適用外の「自費利用料」は別紙「利用料金一覧」のとおりであり、利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として「基本利用料」に「サービス提供に伴い発生する加算料金」を加えた料金の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）に「自費利用料」を加えた料金です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(2) キャンセル料

利用者の都合によってサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
サービス提供日の1営業日前の午後5時までにご連絡をいただいた場合	無料
サービス提供日の1営業日前の午後5時までにご連絡がなかった場合	500円
サービス提供日当日お迎えに行ったその場でのキャンセル	500円+基本サービスの自己負担分

(3) 支払い方法

上記(1)から(2)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求します。翌月15日頃までに当月分の料金請求書を発行致しますので、期日までにお支払い下さい。

お支払い方法は、口座自動振替(毎月27日、休業日の場合は翌営業日)とさせていただきます。

なお、初月の支払いは口座振替手続き完了後の為、翌月の利用料金と合算になる場合がございます。

申請中または区分変更により要介護認定区分が未決定の場合、当該サービス利用月の請求は介護保険外費用のみ翌月15日頃までに請求させていただきます。要介護認定区分確定後翌月の請求時に介護保険利用者負担分は合算請求とさせていただきます。

(4) 請求書・領収書発行手数料

請求書・領収書の発行につきまして下記の通り請求させていただきます。

発行方法	発行手数料
紙媒体による発行	1請求につき55円

ただし、以下の場合は、発行手数料はかかりません。

- ① 生活保護受給者
- ② Web明細をご登録いただいた場合

ご登録につきましては別紙「Web明細利用申込書」よりお申込み下さい。

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関名 主治医氏名 電話番号
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号
主治医への連絡基準 (特に指示がある場合)	・収縮時血圧以上 ・体温℃以上 ・脈拍以上 ・意識消失..... ・その他(.....)	

9. 運営推進会議の設置(地域密着型通所介護のみ対象)

当事業所の行う地域密着介護を地域に開かれたサービスとして、サービスの質の確保を図る事を目的として「運営推進会議」を設置します。

事業所の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じ状況および取った処置について記録し保存します。

11. サービスの利用に際し、留意いただきたい事項

(1) 贈答、もてなしの禁止

サービス従業者等に金銭又は物品等の贈答や飲食のもてなしは、制度上、禁止されておりますので、ご遠慮させていただきます。

(2) サービス従業者の個人情報

個人情報保護法上、サービス従業者等の住所、電話番号などの個人情報につきましては、利用者にお知らせしていませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 記録の作成・整備

サービスを提供した際には、その提供日・内容、当該サービス等について、利用者に関する諸記録を作成・整備します。

(4) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐにサービス従業者等にお申し出ください。

(5) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。

(6) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所の担当者へご連絡ください。

(7) 喫煙について

事業所建物内の喫煙は禁止です。喫煙は屋外（所定の場所）にてお願いします。

(8) 危険物の持ち込みについて

事業所への銃砲刀剣類、爆発物、発火物、有害物等の持ち込みは禁止です。

(9) 金品持参について

機能訓練やレクリエーション、理美容の利用等による金品の持参を除いて、原則持込を禁止しております。なお、サービスの利用中に金品を紛失された場合は、当事業所において責任を負いかねます。

また、金品を持ち込まれる際の管理は利用者ご自身で行っていただきます。

(10) 飲食物の持込について

飲食物の持込は原則禁止しております。また、他利用者との食べ物の受け渡しも体調の悪化などを引き起こす恐れがある為、禁止しております。度重なる注意にも関わらず、持込や受け渡しが確認される場合には、ご利用をお断りする場合がございます。

(11) 感染症の発生を予防または感染のリスクを防ぐ為、入出時の手洗い、マスク、使い捨て手袋、フェイスガード等を使用させていただく場合があります。

(12) 下記の行為は、ハラスメントに該当する可能性があり、サービスを中止させていただきます。

① 暴力又は乱暴な言動

物を投げつける、刃物を向ける、怒鳴る、奇声・大声を発する等

② 対象範囲外のサービスの強要

介護保険対象外サービスを介護保険対象サービスとして提供するように要求する、サービス従業者等の車での移動を要求する等の無理な要求

③ セクシュアルハラスメント

サービス従業者等対し、不必要に身体に触れる、性的な言動をする等

④ その他

サービス従業者等に自宅の住所や電話番号を聞く、ストーカー行為等

(13) その他

利用者の「営利行為、金品のやり取り、宗教および営利行為への勧誘、特定の政治活動、他利用者への迷惑行為」は禁止です。

1.2. 衛生管理等の関する事項

事業所は従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。従業者に対して、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する為の委員会を法人で設置し、検討結果を従業者に周知徹底します。

1.3. 虐待防止・身体拘束に関する事項

事業所は利用者の人権の擁護・虐待防止、および身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を法人で設置し、検討結果を従業者に周知徹底します。

1.4. BCP（業務継続計画）

事業所は、BCP「業務継続計画」を作成し、自然災害や感染症のまん延など突発的な環境の変化が起きても介護サービスの提供を継続、または迅速に復旧するための計画を策定します。

1.5. 損害賠償保険への加入

当事業者は、損害賠償保険に加入しています。

1.6. 個人情報保護

(1) 事業者、及びその従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 当事業所で得た個人情報については、これを厳重に管理するとともに保存の必要性がなくなった時点でこれを速やかにかつ適正に処分します。

(2) 事業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、事業者との雇用契約の内容とします。

20. 第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり ②なし	実 施 日	
		評 価 機 関 名 称	
		結 果 の 開 示	1 あり 2 なし

21. ご利用にあたってのリスク説明について

利用者が快適な生活を過ごせる様、安全な環境づくりに努めます。しかし、利用者の身体状況および認知症状、疾病などによる様々な原因により、下記の危険性が伴うことを充分にご理解いただきますようお願いいたします。

また、下記により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、事業者の責めに帰す事由によらないものに関しては、損害賠償の対象とならない場合があることをご了承ください。

(1) 職員配置は介護保険法令等による基準を満たしておりますが、利用者お一人おひとりを常時見守ることは困難なことをご了承ください。

(2) 送迎は十分に注意し、安全運転に努めていますが、後方からの追突事故など防げない事故の可能性もあります。

(3) ご自宅より床材が硬く、広い空間の中、安全につかまれる場所も限られています。歩行時の転倒、ベッドならびに車いすからの転落等による骨折および外傷などが生じる恐れがあります。

(4) 事業所では身体拘束を行わないことから、認知症の方などは転倒および転落などの事故が生じる恐れがあります。

(5) 一般的に高齢者の骨はもろくなりやすく、椅子に座るなどの日常生活上での対応でも容易に骨折する恐れがあります。

(6) 一般的に高齢者の皮膚は薄くなりやすく、また血管ももろくなりやすいことから、着替えなどの日常生活上の介護による少しの摩擦および接触により、表皮剥離や皮下出血が生じやすい恐れがあります。

(7) 一般的に高齢者の食物などの飲み込む力は、加齢および認知症の症状、疾病により低下する恐れがあります。利用者に合わせた食事形態にて昼食およびおやつを提供いたしますが、誤嚥ならびに窒息などの事故が生じる恐れがあります。

(8) 高齢者であることから、サービス提供中の疾病の急な発症などにより、全身状態の悪化など急変される恐れがあります。

(9) 風邪ならびに皮膚疾患などの感染症について、一定の予防策を講じています。しかし、集団生活の場であることから、ご自宅で過ごすよりも感染しやすい状況にあります。

通所介護利用料金（概算）一覧

（別紙）

※下記金額は地域区分 3 級地の単価 10.68 を乗じた額となります

要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1	3 時間以上 4 時間未満	370 単位	3,951 円	396 円	791 円	1,186 円
要介護 2		423 単位	4,517 円	452 円	904 円	1,356 円
要介護 3		479 単位	5,115 円	512 円	1,023 円	1,535 円
要介護 4		533 単位	5,692 円	570 円	1,139 円	1,708 円
要介護 5		588 単位	6,279 円	628 円	1,256 円	1,884 円
要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1	4 時間以上 5 時間未満	388 単位	4,143 円	415 円	829 円	1,243 円
要介護 2		444 単位	4,741 円	475 円	949 円	1,423 円
要介護 3		502 単位	5,361 円	537 円	1,073 円	1,609 円
要介護 4		560 単位	5,980 円	598 円	1,196 円	1,794 円
要介護 5		617 単位	6,589 円	659 円	1,318 円	1,977 円
要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1	5 時間以上 6 時間未満	570 単位	6,087 円	609 円	1,218 円	1,827 円
要介護 2		673 単位	7,187 円	719 円	1,438 円	2,157 円
要介護 3		777 単位	8,298 円	830 円	1,660 円	2,490 円
要介護 4		880 単位	9,398 円	940 円	1,880 円	2,820 円
要介護 5		984 単位	10,509 円	1,051 円	2,102 円	3,153 円
要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1	6 時間以上 7 時間未満	584 単位	6,237 円	624 円	1,248 円	1,872 円
要介護 2		689 単位	7,358 円	736 円	1,472 円	2,208 円
要介護 3		796 単位	8,501 円	851 円	1,701 円	2,551 円
要介護 4		901 単位	9,622 円	963 円	1,925 円	2,887 円
要介護 5		1,008 単位	10,765 円	1,077 円	2,153 円	3,230 円
要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1	7 時間以上 8 時間未満	658 単位	7,027 円	703 円	1,406 円	2,109 円
要介護 2		777 単位	8,298 円	830 円	1,660 円	2,490 円
要介護 3		900 単位	9,612 円	962 円	1,923 円	2,884 円
要介護 4		1,023 単位	10,925 円	1,093 円	2,185 円	3,278 円
要介護 5		1,148 単位	12,260 円	1,226 円	2,452 円	3,678 円

※下記金額は地域区分 3 級地の単価 10.68 を乗じた額となります

加算および減算項目	単位数	給付額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
通所介護入浴介助加算(Ⅰ)	40 単位	427 円	43 円	86 円	129 円
通所介護入浴介助加算(Ⅱ)	55 単位	587 円	59 円	118 円	177 円
通所介護個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56 単位	598 円	60 円	120 円	180 円
通所介護個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	76 単位	811 円	82 円	163 円	244 円
通所介護個別機能訓練加算Ⅱ	20 単位/月	213 円/月	22 円/月	43 円/月	64 円/月
通所科学的介護推進体制加算	40 単位/月	427 円/月	43 円/月	86 円/月	129 円/月
通所介護同一建物減算	-94 単位	-1,003 円	-101 円	-201 円	-301 円
通所介護送迎減算	-47 単位	-501 円	-51 円	-101 円	-151 円
通所介護サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 単位	234 円	24 円	47 円	71 円
通所介護サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 単位	192 円	20 円	39 円	58 円
通所介護サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 単位	64 円	7 円	13 円	20 円
その他利用料金及び加算項目	利用料金及び加算額				
食材料費	1 食あたり 720 円				
オムツ代	1 枚あたり、Lサイズ 140 円、Mサイズ 120 円、 Sサイズ 100 円、パッド 50 円				
通所介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 9.2%加算				
通所介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 9.0%加算				
通所介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 8.0%加算				
通所介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の 6.4%加算				

※実際の金額は一月に要した単位数の合計に地域加算を乗じた額となります。

※下記金額は地域区分 4 級地の単価 10.54 を乗じた額となります

要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	3 時間以上 4 時間未満	370 単位	3,899 円	390 円	780 円	1,170 円
要介護 2		423 単位	4,458 円	446 円	892 円	1,338 円
要介護 3		479 単位	5,048 円	505 円	1,010 円	1,515 円
要介護 4		533 単位	5,617 円	562 円	1,124 円	1,686 円
要介護 5		588 単位	6,197 円	620 円	1,240 円	1,860 円
要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	4 時間以上 5 時間未満	388 単位	4,089 円	409 円	818 円	1,227 円
要介護 2		444 単位	4,679 円	468 円	936 円	1,404 円
要介護 3		502 単位	5,291 円	530 円	1,059 円	1,588 円
要介護 4		560 単位	5,902 円	591 円	1,181 円	1,771 円
要介護 5		617 単位	6,503 円	651 円	1,301 円	1,951 円
要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	5 時間以上 6 時間未満	570 単位	6,007 円	601 円	1,202 円	1,803 円
要介護 2		673 単位	7,093 円	710 円	1,419 円	2,128 円
要介護 3		777 単位	8,189 円	819 円	1,638 円	2,457 円
要介護 4		880 単位	9,275 円	928 円	1,855 円	2,783 円
要介護 5		984 単位	10,371 円	1,038 円	2,075 円	3,112 円
要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	6 時間以上 7 時間未満	584 単位	6,155 円	616 円	1,231 円	1,847 円
要介護 2		689 単位	7,262 円	727 円	1,453 円	2,179 円
要介護 3		796 単位	8,389 円	839 円	1,678 円	2,517 円
要介護 4		901 単位	9,496 円	950 円	1,900 円	2,849 円
要介護 5		1,008 単位	10,624 円	1,063 円	2,125 円	3,188 円
要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	7 時間以上 8 時間未満	658 単位	6,935 円	694 円	1,387 円	2,081 円
要介護 2		777 単位	8,189 円	819 円	1,638 円	2,457 円
要介護 3		900 単位	9,486 円	949 円	1,898 円	2,846 円
要介護 4		1,023 単位	10,782 円	1,079 円	2,157 円	3,235 円
要介護 5		1,148 単位	12,099 円	1,210 円	2,420 円	3,630 円

※下記金額は地域区分 4 級地の単価 10.54 を乗じた額となります

加算および減算項目	単位数	給付額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
通所介護入浴介助加算(Ⅰ)	40 単位	421 円	43 円	85 円	127 円
通所介護入浴介助加算(Ⅱ)	55 単位	579 円	58 円	116 円	174 円
通所介護個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56 単位	590 円	59 円	118 円	177 円
通所介護個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	76 単位	801 円	81 円	161 円	241 円
通所介護個別機能訓練加算Ⅱ	20 単位/月	210 円/月	21 円/月	42 円/月	63 円/月
通所科学的介護推進体制加算	40 単位/月	421 円/月	43 円/月	85 円/月	127 円/月
通所介護同一建物減算	-94 単位	-990 円	-99 円	-198 円	-297 円
通所介護送迎減算	-47 単位	-495 円	-50 円	-99 円	-149 円
通所介護サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 単位	231 円	24 円	47 円	70 円
通所介護サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 単位	189 円	19 円	38 円	57 円
通所介護サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 単位	63 円	7 円	13 円	19 円
その他利用料金及び加算項目	利用料金及び加算額				
食材料費	1 食あたり 720 円				
オムツ代	1 枚あたり、Lサイズ 140 円、Mサイズ 120 円、 Sサイズ 100 円、パッド 50 円				
通所介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 9.2%加算				
通所介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 9.0%加算				
通所介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 8.0%加算				
通所介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の 6.4%加算				

※実際の金額は一月に要した単位数の合計に地域加算を乗じた額となります。

※下記金額は地域区分 5 級地の単価 10.45 を乗じた額となります

要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	3 時間以上 4 時間未満	370 単位	3,866 円	387 円	774 円	1,160 円
要介護 2		423 単位	4,420 円	442 円	884 円	1,326 円
要介護 3		479 単位	5,005 円	501 円	1,001 円	1,502 円
要介護 4		533 単位	5,569 円	557 円	1,114 円	1,671 円
要介護 5		588 単位	6,144 円	615 円	1,229 円	1,844 円
要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	4 時間以上 5 時間未満	388 単位	4,054 円	406 円	811 円	1,217 円
要介護 2		444 単位	4,639 円	464 円	928 円	1,392 円
要介護 3		502 単位	5,245 円	525 円	1,049 円	1,574 円
要介護 4		560 単位	5,852 円	586 円	1,171 円	1,756 円
要介護 5		617 単位	6,447 円	645 円	1,290 円	1,935 円
要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	5 時間以上 6 時間未満	570 単位	5,956 円	596 円	1,192 円	1,787 円
要介護 2		673 単位	7,032 円	704 円	1,407 円	2,110 円
要介護 3		777 単位	8,119 円	812 円	1,624 円	2,436 円
要介護 4		880 単位	9,196 円	920 円	1,840 円	2,759 円
要介護 5		984 単位	10,282 円	1,029 円	2,057 円	3,085 円
要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	6 時間以上 7 時間未満	584 単位	6,102 円	611 円	1,221 円	1,831 円
要介護 2		689 単位	7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円
要介護 3		796 単位	8,318 円	832 円	1,664 円	2,496 円
要介護 4		901 単位	9,415 円	942 円	1,883 円	2,825 円
要介護 5		1,008 単位	10,533 円	1,054 円	2,107 円	3,160 円
要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	7 時間以上 8 時間未満	658 単位	6,876 円	688 円	1,376 円	2,063 円
要介護 2		777 単位	8,119 円	812 円	1,624 円	2,436 円
要介護 3		900 単位	9,405 円	941 円	1,881 円	2,822 円
要介護 4		1,023 単位	10,690 円	1,069 円	2,138 円	3,207 円
要介護 5		1,148 単位	11,996 円	1,200 円	2,400 円	3,599 円

※下記金額は地域区分 5 級地の単価 10.45 を乗じた額となります

加算および減算項目	単位数	給付額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
通所介護入浴介助加算(Ⅰ)	40 単位	418 円	42 円	84 円	126 円
通所介護入浴介助加算(Ⅱ)	55 単位	574 円	58 円	115 円	173 円
通所介護個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56 単位	585 円	59 円	117 円	176 円
通所介護個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	76 単位	794 円	80 円	159 円	239 円
通所介護個別機能訓練加算Ⅱ	20 単位/月	209 円/月	21 円/月	42 円/月	63 円/月
通所科学的介護推進体制加算	40 単位/月	418 円/月	42 円/月	84 円/月	126 円/月
通所介護同一建物減算	-94 単位	-982 円	-99 円	-197 円	-295 円
通所介護送迎減算	-47 単位	-491 円	-50 円	-99 円	-148 円
通所介護サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 単位	229 円	23 円	46 円	69 円
通所介護サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 単位	188 円	19 円	38 円	57 円
通所介護サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 単位	62 円	7 円	13 円	19 円
その他利用料金及び加算項目	利用料金及び加算額				
食材料費	1 食あたり 720 円				
オムツ代	1 枚あたり、Lサイズ 140 円、Mサイズ 120 円、 Sサイズ 100 円、パッド 50 円				
通所介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 9.2%加算				
通所介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 9.0%加算				
通所介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 8.0%加算				
通所介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の 6.4%加算				

※実際の金額は一月に要した単位数の合計に地域加算を乗じた額となります。

※下記金額は地域区分 6 級地の単価 10.27 を乗じた額となります

要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	3 時間以上 4 時間未満	370 単位	3,799 円	380 円	760 円	1,140 円
要介護 2		423 単位	4,344 円	435 円	869 円	1,304 円
要介護 3		479 単位	4,919 円	492 円	984 円	1,476 円
要介護 4		533 単位	5,473 円	548 円	1,095 円	1,642 円
要介護 5		588 単位	6,038 円	604 円	1,208 円	1,812 円
要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	4 時間以上 5 時間未満	388 単位	3,984 円	399 円	797 円	1,196 円
要介護 2		444 単位	4,559 円	456 円	912 円	1,368 円
要介護 3		502 単位	5,155 円	516 円	1,031 円	1,547 円
要介護 4		560 単位	5,751 円	576 円	1,151 円	1,726 円
要介護 5		617 単位	6,336 円	634 円	1,268 円	1,901 円
要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	5 時間以上 6 時間未満	570 単位	5,853 円	586 円	1,171 円	1,756 円
要介護 2		673 単位	6,911 円	692 円	1,383 円	2,074 円
要介護 3		777 単位	7,979 円	798 円	1,596 円	2,394 円
要介護 4		880 単位	9,037 円	904 円	1,808 円	2,712 円
要介護 5		984 単位	10,105 円	1,011 円	2,021 円	3,032 円
要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	6 時間以上 7 時間未満	584 単位	5,997 円	600 円	1,200 円	1,800 円
要介護 2		689 単位	7,076 円	708 円	1,416 円	2,123 円
要介護 3		796 単位	8,174 円	818 円	1,635 円	2,453 円
要介護 4		901 単位	9,253 円	926 円	1,851 円	2,776 円
要介護 5		1,008 単位	10,352 円	1,036 円	2,071 円	3,106 円
要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	7 時間以上 8 時間未満	658 単位	6,757 円	676 円	1,352 円	2,028 円
要介護 2		777 単位	7,979 円	798 円	1,596 円	2,394 円
要介護 3		900 単位	9,243 円	925 円	1,849 円	2,773 円
要介護 4		1,023 単位	10,506 円	1,051 円	2,102 円	3,152 円
要介護 5		1,148 単位	11,789 円	1,179 円	2,358 円	3,537 円

※下記金額は地域区分 6 級地の単価 10.27 を乗じた額となります

加算および減算項目	単位数	給付額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
通所介護入浴介助加算(Ⅰ)	40 単位	410 円	41 円	82 円	123 円
通所介護入浴介助加算(Ⅱ)	55 単位	564 円	57 円	113 円	170 円
通所介護個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56 単位	575 円	58 円	115 円	173 円
通所介護個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	76 単位	780 円	78 円	156 円	234 円
通所介護個別機能訓練加算Ⅱ	20 単位/月	205 円/月	21 円/月	41 円/月	62 円/月
通所科学的介護推進体制加算	40 単位/月	410 円/月	41 円/月	82 円/月	123 円/月
通所介護同一建物減算	-94 単位	-965 円	-97 円	-193 円	-290 円
通所介護送迎減算	-47 単位	-482 円	-49 円	-97 円	-145 円
通所介護サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 単位	225 円	23 円	45 円	68 円
通所介護サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 単位	184 円	19 円	37 円	56 円
通所介護サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 単位	61 円	7 円	13 円	19 円
その他利用料金及び加算項目	利用料金及び加算額				
食材料費	1 食あたり 720 円				
オムツ代	1 枚あたり、Lサイズ 140 円、Mサイズ 120 円、 Sサイズ 100 円、パッド 50 円				
通所介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 9.2%加算				
通所介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 9.0%加算				
通所介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 8.0%加算				
通所介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の 6.4%加算				

※実際の金額は一月に要した単位数の合計に地域加算を乗じた額となります。

※下記金額は地域区分 7 級地の単価 10.14 を乗じた額となります

要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	3 時間以上 4 時間未満	370 単位	3,751 円	376 円	751 円	1,126 円
要介護 2		423 単位	4,289 円	429 円	858 円	1,287 円
要介護 3		479 単位	4,857 円	486 円	972 円	1,458 円
要介護 4		533 単位	5,404 円	541 円	1,081 円	1,622 円
要介護 5		588 単位	5,962 円	597 円	1,193 円	1,789 円
要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	4 時間以上 5 時間未満	388 単位	3,934 円	394 円	787 円	1,181 円
要介護 2		444 単位	4,502 円	451 円	901 円	1,351 円
要介護 3		502 単位	5,090 円	509 円	1,018 円	1,527 円
要介護 4		560 単位	5,678 円	568 円	1,136 円	1,704 円
要介護 5		617 単位	6,256 円	626 円	1,252 円	1,877 円
要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	5 時間以上 6 時間未満	570 単位	5,779 円	578 円	1,156 円	1,734 円
要介護 2		673 単位	6,824 円	683 円	1,365 円	2,048 円
要介護 3		777 単位	7,878 円	788 円	1,576 円	2,364 円
要介護 4		880 単位	8,923 円	893 円	1,785 円	2,677 円
要介護 5		984 単位	9,977 円	998 円	1,996 円	2,994 円
要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	6 時間以上 7 時間未満	584 単位	5,921 円	593 円	1,185 円	1,777 円
要介護 2		689 単位	6,986 円	699 円	1,398 円	2,096 円
要介護 3		796 単位	8,071 円	808 円	1,615 円	2,422 円
要介護 4		901 単位	9,136 円	914 円	1,828 円	2,741 円
要介護 5		1,008 単位	10,221 円	1,023 円	2,045 円	3,067 円
要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	7 時間以上 8 時間未満	658 単位	6,672 円	668 円	1,335 円	2,002 円
要介護 2		777 単位	7,878 円	788 円	1,576 円	2,364 円
要介護 3		900 単位	9,126 円	913 円	1,826 円	2,738 円
要介護 4		1,023 単位	10,373 円	1,038 円	2,075 円	3,112 円
要介護 5		1,148 単位	11,640 円	1,164 円	2,328 円	3,492 円

※下記金額は地域区分 7 級地の単価 10.14 を乗じた額となります

加算および減算項目	単位数	給付額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
通所介護入浴介助加算(Ⅰ)	40 単位	405 円	41 円	81 円	122 円
通所介護入浴介助加算(Ⅱ)	55 単位	557 円	56 円	112 円	168 円
通所介護個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56 単位	567 円	57 円	114 円	171 円
通所介護個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	76 単位	770 円	77 円	154 円	231 円
通所介護個別機能訓練加算Ⅱ	20 単位/月	202 円/月	21 円/月	41 円/月	61 円/月
通所科学的介護推進体制加算	40 単位/月	405 円/月	41 円/月	81 円/月	122 円/月
通所介護同一建物減算	-94 単位	-953 円	-96 円	-191 円	-286 円
通所介護送迎減算	-47 単位	-476 円	-48 円	-96 円	-143 円
通所介護サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 単位	223 円	23 円	45 円	67 円
通所介護サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 単位	182 円	19 円	37 円	55 円
通所介護サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 単位	60 円	6 円	12 円	18 円
その他利用料金及び加算項目	利用料金及び加算額				
食材料費	1 食あたり 720 円				
オムツ代	1 枚あたり、Lサイズ 140 円、Mサイズ 120 円、 Sサイズ 100 円、パッド 50 円				
通所介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 9.2%加算				
通所介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 9.0%加算				
通所介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 8.0%加算				
通所介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の 6.4%加算				

※実際の金額は一月に要した単位数の合計に地域加算を乗じた額となります。

※下記金額は地域区分 その他の単価 10.00 を乗じた額となります

要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	3時間以上 4時間未満	370単位	3,700円	370円	740円	1,110円
要介護2		423単位	4,230円	423円	846円	1,269円
要介護3		479単位	4,790円	479円	958円	1,437円
要介護4		533単位	5,330円	533円	1,066円	1,599円
要介護5		588単位	5,880円	588円	1,176円	1,764円
要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	4時間以上 5時間未満	388単位	3,880円	388円	776円	1,164円
要介護2		444単位	4,440円	444円	888円	1,332円
要介護3		502単位	5,020円	502円	1,004円	1,506円
要介護4		560単位	5,600円	560円	1,120円	1,680円
要介護5		617単位	6,170円	617円	1,234円	1,851円
要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	5時間以上 6時間未満	570単位	5,700円	570円	1,140円	1,710円
要介護2		673単位	6,730円	673円	1,346円	2,019円
要介護3		777単位	7,770円	777円	1,554円	2,331円
要介護4		880単位	8,800円	880円	1,760円	2,640円
要介護5		984単位	9,840円	984円	1,968円	2,952円
要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	6時間以上 7時間未満	584単位	5,840円	584円	1,168円	1,752円
要介護2		689単位	6,890円	689円	1,378円	2,067円
要介護3		796単位	7,960円	796円	1,592円	2,388円
要介護4		901単位	9,010円	901円	1,802円	2,703円
要介護5		1,008単位	10,080円	1,008円	2,016円	3,024円
要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	7時間以上 8時間未満	658単位	6,580円	658円	1,316円	1,974円
要介護2		777単位	7,770円	777円	1,554円	2,331円
要介護3		900単位	9,000円	900円	1,800円	2,700円
要介護4		1,023単位	10,230円	1,023円	2,046円	3,069円
要介護5		1,148単位	11,480円	1,148円	2,296円	3,444円

※下記金額は地域区分 その他の単価 10.00 を乗じた額となります

加算および減算項目	単位数	給付額	1割負担	2割負担	3割負担
通所介護入浴介助加算(Ⅰ)	40 単位	400 円	40 円	80 円	120 円
通所介護入浴介助加算(Ⅱ)	55 単位	550 円	55 円	110 円	165 円
通所介護個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56 単位	560 円	56 円	112 円	168 円
通所介護個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	76 単位	760 円	76 円	152 円	228 円
通所介護個別機能訓練加算Ⅱ	20 単位/月	200 円/月	20 円/月	40 円/月	60 円/月
通所科学的介護推進体制加算	40 単位/月	400 円/月	40 円/月	80 円/月	120 円/月
通所介護同一建物減算	-94 単位	-940 円	-94 円	-188 円	-282 円
通所介護送迎減算	-47 単位	-470 円	-47 円	-94 円	-141 円
通所介護サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 単位	220 円	22 円	44 円	66 円
通所介護サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 単位	180 円	18 円	36 円	54 円
通所介護サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 単位	60 円	6 円	12 円	18 円
その他利用料金及び加算項目	利用料金及び加算額				
食材料費	1食あたり 720 円				
オムツ代	1枚あたり、Lサイズ 140 円、Mサイズ 120 円、 Sサイズ 100 円、パッド 50 円				
通所介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 9.2%加算				
通所介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 9.0%加算				
通所介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 8.0%加算				
通所介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の 6.4%加算				

※実際の金額は一月に要した単位数の合計に地域加算を乗じた額となります。

加算の概要について

加算項目	内容
通所介護入浴介助加算(Ⅰ)	<p>入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して入浴介助を行った場合</p> <p>※入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと</p>
通所介護入浴介助加算(Ⅱ)	<p>医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室での利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、利用者の居宅の浴室が、利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の居宅を訪問した医師等と連携の下で、利用者の身体の状態や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。 ・入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行っている場合
通所介護個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	<p>専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、他職種が共同で個別機能訓練計画書を利用者ごとに作成した上で、当該計画に基づき、生活機能向上（トイレに行く、自宅のお風呂に1人で入る、料理を作る、掃除・洗濯をする等）を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を行っている場合</p>
通所介護個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	<p>イに加えて専従で機能訓練指導員を1名以上配置する。(配置時間の定めなし)</p>

通所介護個別機能訓練加算(Ⅱ)	加算(Ⅰ)に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けていること (LIFE へのデータ提出とフィードバックの活用)
科学的介護推進体制加算	すべての利用者に係るデータ提出とフィードバックの活用により PDCA サイクルの推進とケアの質の向上を図る取組
通所介護同一建物減算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合
通所介護送迎減算	事業所が送迎を行わない場合
通所介護サービス提供体制加算Ⅰ 通所介護サービス提供体制加算Ⅱ 通所介護サービス提供体制加算Ⅲ	○全サービス提供加算共通・人員基準を満たしていること・定員超過がないこと ○地域通所介護サービス提供体制加算Ⅰ 介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が 70%以上、もしくは勤続 10 年以上の介護福祉士の割合が 25%以上であること。 ○地域通所介護サービス提供体制加算Ⅱ 介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が 50%以上であること。 ○地域通所介護サービス提供体制加算Ⅲ 介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が 40%以上、もしくは勤続 7 年以上の者が 30%以上であること。
通所介護職員等処遇改善加算Ⅰ 通所介護職員等処遇改善加算Ⅱ 通所介護職員等処遇改善加算Ⅲ 通所介護職員等処遇改善加算Ⅳ	介護人材の職場の定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえ、事業者による、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築を促すため、処遇改善やキャリアアップのための計画など、ⅠからⅣに応じた所定の要件を満たした場合に限り基本料金+各種加算の合計単位数に左記項目ごとの割合を乗じた単位数に対し、地域加算を乗じた金額のうち介護保険負担割合証の「利用者負担の割合」欄に記載されている負担割合に応じた金額を算出。

契 約 書

【通所介護・地域密着型通所介護】

株式会社ヤックスケアサービス

居宅サービス・介護予防サービス契約書（共通契約書）

.....様（以下「利用者」と略します。）と
株式会社ヤックスケアサービス（以下「事業者」と略します。）は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供します。

訪問介護

通所介護・地域密着型通所介護

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、.....から、被保険者証に記載された認定の有効期間満了日までとします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護（又は要支援）状態区分の変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（又は要支援）認定有効期間満了日までとします。

2 上記契約期間満了日の14日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

（個別サービス計画の作成及び変更）

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。個別サービス計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者説明して同意を得、交付します。

2 事業者は、計画実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成し、利用者説明の上、交付します。

（提供するサービスの内容及びその変更）

第4条 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用料は、「重要事項説明書」のとおりです。

- 2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。
- 3 事業者は、利用者が居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。
- 4 事業者は、提供するサービスの内、介護保険の適用を受けないものがある場合、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

（利用料等の支払い）

第5条 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、「重要事項説明書」及び「介護保険負担割合証」の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。

- 2 利用料の請求や支払方法は、「重要事項説明書」のとおりです。
- 3 利用者が、「重要事項説明書」に記載の期日までにサービス利用の中止を申し入れなかった場合、利用者は事業者へキャンセル料を支払うものとします。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

（利用料の変更）

第6条 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合、並びに社会情勢の変化等による食材料費等の実費負担額の変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

（利用料の滞納）

- 第7条 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を3ヶ月分以上滞納し、支払いを催告したにもかかわらず、14日以内に滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。
- 2 事業者は、前項の催告をした場合には、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び利用者が住所を有する市町村等と連絡を取り、解約後も利用

者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

- 3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解約することができます。

(利用者の解約権)

第8条 利用者は、14日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

- 2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。

- ① 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとししない場合
- ② 事業者が、第12条に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(事業者の解約権)

第9条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により14日以上予告期間をもって、この契約を解約することができます。

- ① 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合
- ② 利用者が事業者の通常の事業（又は送迎）の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合

- 2 事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び必要に応じて利用者が住所を有する市町村等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

(契約の終了)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- ① 第2条第2項に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
- ② 第8条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- ③ 第6条もしくは第8条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
- ④ 第7条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合
- ⑤ 第9条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

- ⑥ 3か月間、サービスの利用がなかった場合
- ⑦ 利用者が介護保険施設へ入所した場合
- ⑧ 利用者が（介護予防）特定施設入居者生活介護又は（介護予防）認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けることとなった場合
- ⑨ 利用者が（介護予防）小規模多機能型居宅介護を受けることとなった場合（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与を除く指定居宅サービスの契約の場合）
- ⑩ 利用者が看護小規模多機能型居宅介護を受けることとなった場合（訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与を除く指定居宅サービスの契約の場合）
- ⑪ 利用者の要介護状態区分が要支援状態（訪問介護の場合）若しくは自立（訪問介護及び福祉用具貸与の場合）となった場合
- ⑫ 利用者が死亡した場合

（損害賠償）

- 第11条 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。
- 2 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。
 - 3 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

（守秘義務）

- 第12条 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。
- 2 事業者は、事業者の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
 - 3 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び居宅サービス事業者（又は介護予防サービス事業者）との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。

4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

（苦情処理）

第13条 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、「重要事項説明書」に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。

3 利用者が苦情申立を行った場合でも、利用者が不利益を受けることは一切ありません。

（サービス内容等の記録の作成及び保存）

第14条 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存します。

2 利用者及び利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業者に対し、営業時間内にいつでも前項の記録の閲覧を求めることができます。

3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第1項の記録の写しを交付することができるものとします。

（利用者代理人）

第15条 利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができます。また、この契約並びに「重要事項説明書」に定める権利の行使及び義務の履行を利用者代理人に行わせることができます。

（契約外条項）

第16条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

（管轄裁判）

第17条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることに、合意します。

利用者の個人情報取扱いについて

株式会社ヤックスケアサービス（以下『当社』という）では利用者の個人情報について、介護保険法及び関係法令に沿って適法かつ公正な手段により必要な個人情報を収集し、最小限度の範囲で利用及び提供いたします。

1. 個人情報収集・利用目的

当社は、利用者及びその家族に関する個人情報の利用目的を、下記の通り定めます。
また、下記に定めのない個人情報の利用については事前に利用者及びその家族に同意を得るものとします。

- ① 医療・介護等必要なサービスを適切かつ効果的に提供する為の関係機関等との情報共有
- ② 請求事務及び行政機関への事故等の報告
- ③ 緊急時等において、利用者の生命やその他有する権利・利益を保護する場合
- ④ 専門職養成機関等から実習生等を受け入れ、実習生等が見学や訪問の同行をする場合
- ⑤ 当社の活動や取り組みを紹介する媒体への画像等を掲載する場合

2. 個人情報の保護対策

当社の従業員に対しては、個人情報保護のための教育を実施し、利用者の個人情報を厳重に管理します。

3. 情報開示等についてのお問い合わせ

個人情報の開示、変更及び削除等に関するご請求については、下記へお問い合わせ下さい。

事業所名：

電話番号：

担当者： (管理者)

.....

(同意確認欄)

※確認後、以下の□にチェックをお願いします

利用者の肖像権の利用について画像等の使用に同意します。(通所介護のみ。上記 1-⑤)

契約締結日

利用者及び事業者は、以下の契約締結の証として本書を電磁的に作成し、署名捺印又は記名押印に代わる電磁的処理を施し、各自が保管します。ただし、電磁的処理が困難な場合は、この契約書を二通作成し、署名又は記名及び押印のうえ各自一通ずつ保管することができるものとします。

1. 重要事項説明書
2. 契約書
3. 利用者の個人情報の取り扱いについて

(利用者) 私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

また、第12条第3項及び別紙に定める利用者の個人情報の使用について、同意します

利 用 者 住 所

氏 名

(代理人) 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

署名代行者 氏 名

本人との続柄 (.....)

(事業者) 私は、利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います

事 業 者 住 所 千葉県千葉市中央区問屋町1番35号

名 称 株式会社ヤックスケアサービス

代表者職 ・ 氏 名 代表取締役 末 祐一郎

(事業者代理人)

事業者代理人 住 所

名 称

職 名 ・ 氏 名 管理者

説 明 者 氏 名

(個人情報保護) 第12条第3項及び別紙に定める利用者家族の個人情報の使用について、同意します。(利用者に関わる全ての家族に関する個人情報の利用においても同意します。)

家 族 代 表 氏 名

